船橋市図書館指定管理者評価委員会設置要綱

（設置）

第１条　船橋市中央図書館、船橋市東図書館及び船橋市北図書館の管理について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に行わせるに当たり、指定管理者の管理について第三者による点検評価等を行うため、船橋市図書館指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は次に掲げる事項について審議し、その結果を船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

⑴　指定管理者の管理の点検評価を行うに当たっての評価方法及び評価基準を決定すること

⑵　船橋市図書館条例（平成２８年船橋市条例第２７号）第９条の事業報告書に基づき、毎事業年度における指定管理者の管理について点検評価すること

⑶　指定管理者の管理の改善点に関すること

⑷　その他、指定管理者の管理の点検評価等を行うに当たり教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員７人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる区分に応じ、識見を有する者及び市民のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　有識者

⑵　財務状況の評価が可能な者

⑶　関係団体等

⑷　公募市民、利用者

３　委員の任期は２年以内とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員が指定管理者の指定に申請した法人その他の団体について、当該団体の代表その他意思決定に参画する立場又は重要な経営方針等について知りうる立場にある等利害関係を有するときは、委員の職を失う。

（委員長等）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。
５　委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議の開催等）
第５条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。
２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。
５　委員会の会議の公開は、船橋市情報公開条例（平成１４年船橋市条例第７号）第２６条の定めるところによる。

（災害補償）
第６条　委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）の規定に準じて補償するものとする。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、西図書館において処理する。

（補則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。